南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、南箕輪村太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和６年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（抑制区域）

第３条　条例第７条第２項第６号の規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)　長野県が地すべり危険箇所として公表している区域

(2)　長野県が急傾斜地崩壊危険箇所として公表している区域

(3)　長野県が土石流危険渓流として公表している区域

(4)　南箕輪村景観条例(平成26年条例第31号)第32条の規定による景観形成住民協定の区域

（事前協議）

第４条　条例第８条第1項の規定による事前協議を行おうとするときは、事前協議書（様式第１号）に村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（標識の記載事項）

第５条　条例第９条第１項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　太陽光発電設備設置事業の名称

(2)　事業区域の所在地及び面積

(3)　太陽光発電設備の発電出力

(4)　設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)

(5)　工事の着手予定日及び完了予定日

(6)　標識の設置日

２　条例第９条第２項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　太陽光発電設備設置事業の名称

(2)　事業区域の所在地及び面積

(3)　太陽光発電設備の発電出力

(4)　設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名及び住所

(5)　太陽光発電施設の運転開始の年月日

(6)　緊急時における連絡先

（地域住民等への説明の手続）

第６条　条例第10条第１項の説明会においては、次に掲げる事項を説明しなければならない。

(1)　事業者に関する事項

(2)　設置する太陽光発電設備に関する事項

(3)　関係法令等に関する事項

(4)　工事に関する事項及び工事の際に配慮する事項

(5)　地域住民等との良好な関係の構築及び維持の際に講ずる事項

(6)　事業区域及びその周辺地域の自然環境等の保全に関する事項

(7)　太陽光発電設備の維持管理及び安全性（緊急時の対応を含む。）に関する事項

(8)　太陽光発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項

(9)　太陽光発電設備の撤去及び事業の廃止に関する事項

(10)　地域住民等からの事業計画に対する意見の申出を受け付ける期間及びその場所に関する事項（抑制区域内事業者に限る。）

(11)　個人情報の適正な取扱いに関する事項

(12)　前各号に掲げるもののほか、地域住民等から求めがあった事項

２　説明会を行った事業者は、説明会を行った日から起算して７日以内に、説明会等実施報告書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、村長に報告しなければならない。

(1)　説明会の議事録

(2)　説明会に用いた資料

(3)　説明会に参加した地域住民等の名簿

(4)　説明会の対象となった地域住民等の範囲が確認できるもの

(5)　説明会の実施状況が確認できる写真

(6)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めたもの

３　第１項第10号の意見の申出は、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を抑制区域内事業者に提出することにより行うものとする。

４　意見書の提出を受けた抑制区域内事業者は、意見及び見解に関する協議（以下「意見協議」という。）を行った日から起算して７日以内に、意見協議実施報告書(様式第３号)に次に掲げる書類を添えて、村長に報告しなければならない。

(1)　意見協議の議事録

(2)　意見協議に用いた資料

(3)　意見協議に参加した地域住民等の名簿

(4)　意見書の写し

(5)　見解書の写し

(6)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めたもの

（同意の手続）

第７条　条例第11条の同意を得たときは、当該同意を証する書類を村長に提出しなければならない。

（届出）

第８条　条例第13条第１項の届出は、事業計画届出書（様式第４号）により行わなければならない。

（変更の届出）

第９条　条例第14条第１項の届出は、事業計画変更届出書（様式第５号）により行わなければならない。

２　条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、設置者の氏名又は住所(太陽光発電設備設置事業を他者に譲渡する場合を除く。)の変更とする。

（着手の届出）

第10条　条例第15条の規定による届出は、工事着手届（様式第６号）により行わなければならない。

（工事完了又は中止の届出）

第11条　条例第16条の規定による届出は、工事の完了にあっては工事完了届（様式第７号）、中止にあっては工事中止届（様式第８号）により行わなければならない。

（事業の廃止）

第12条　条例第17条第１項の規定による届出は、事業廃止届（様式第９号）により行わなければならない。

２　条例第17条第４項の規定による届出は、事業廃止完了届（様式第10号）により行わなければならない。

（工事完了又は廃止の確認）

第13条　条例第18条第２項の規定による通知は、工事完了（廃止）検査済通知書（様式第11号）による。

（身分証明書）

第14条　条例第20条第２項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第12号）による。

（公表の手続）

第15条　条例第22条第1項の公表は、村公式ウェブサイトへの掲載その他の方法により行うものとする。

（補則）

第16条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

　この規則は、令和７年１月１日から施行する。